

る。

(株式の譲渡等)

第4条 構成員は、本事業の終了に至るまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定しまたはその他の処分をしないものとする。

2 構成員は、代表企業および構成員以外の第三者に対し、新株または新株予約権の発行その他の方法により事業者への資本参加を認める場合には、事業予定者が甲の事前の書面による承諾を得るようにしなければならない。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、本事業につき事業予定者をして、(1)施設整備業務のうち、(イ)設計に関する業務を[●]に、(ロ)建設及び解体撤去に関する業務を[●]に、(ハ)建設工事にかかる工事監理業務を[●]に、(2)維持管理業務を[●]に、それぞれ請け負わせまたは業務委託させるものとする。

2 乙は、事業契約の成立後速やかに、第1項の定めるところに従って請負または業務委託を受けた各当事者と事業予定者との間で、それぞれ請負契約、業務委託契約またはこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出するものとする。

3 第1項の定めるところに従って請負または業務委託を受けた各当事者は、それぞれ委託を受けまたは請け負った各業務を誠実に遂行するものとする。

(事業契約)

第6条 甲および乙は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、~~令和2年12月~~
令和3年7月末を目途として、甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について滋賀県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、乙を構成する法人のいずれか（以下、「乙のいずれか」という。）が本事業の入札について次の各号所定のいずれかに該当するとき、甲は、事業契約に関し、仮契約又は本契約を締結しないことができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項もしくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項および第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2また

(準備行為)

第9条 事業契約成立前であっても、乙は、自己の責任および費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 乙は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を事業予定者に承継させるものとする。

(事業契約の不調)

第10条 事由の如何を問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に甲および乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第10条の定めは有効とし、甲乙はこれに拘束されるものとする。

(救済措置)

第12条 乙のいずれかが本事業の入札について第6条第3項各号所定のいずれかに該当するときは、甲は、事業契約の定めるところに従って事業契約を解除できるものとする。係る事業契約の解除により、事業契約の条項に基づき事業予定者が違約金を支払ったときは、第6条第4項に基づく違約金の支払い第6条第4項に基づく違約金の支払いのうち事業予定者が事業契約に基づき支払った違約金の額に相当する部分を乙に対し請求できないものとし、また、事業契約の定めるところに従って事業予定者が甲の損害の一切を賠償した場合には、第6条第5項の超過分についても乙に対し請求できないものとする。

(秘密保持等)

第13条 乙は、本事業に関して甲から開示されたすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。